

宮城県カーボンニュートラル化設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内自動車関連企業におけるカーボンニュートラル化を支援するため、自動車関連企業が脱炭素化計画等に従って導入する設備の整備費用について、予算の範囲内において宮城県カーボンニュートラル化設備導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「脱炭素化計画」とは、県が行う宮城県自動車関連企業におけるカーボンニュートラル化支援業務を活用し、業務の受託事業者の支援を受けて作成したカーボンニュートラル化に向けた中長期的な計画をいう。
- (2) 「自社策定のカーボンニュートラル化計画」とは、前号によらず自社において作成したカーボンニュートラル化に向けた中長期的な計画をいう。
- (3) 「自動車関連企業」とは、みやぎ自動車産業振興協議会の会員企業であって、自動車を組み立てるために必要な部品等を製造している法人をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）であること。
- (2) 宮城県内に事務所又は事業所を有する自動車関連企業であること。
- (3) 脱炭素化計画を策定した若しくは策定しようとしている者又は自社策定のカーボンニュートラル化計画を策定した者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (5) 県税に未納がないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、脱炭素化計画に記載された若しくは記載される予定又は自社策定のカーボンニュートラル化計画に記載されたカーボンニュートラル化に資する設備等を導入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

なお、いずれの補助対象経費も消費税及び地方消費税を除くものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助事業者に交付する補助金の額及び補助率は、別表2のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 補助上限額は、1者当たり5,000千円とする。

(補助金の交付申請等)

第7条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書は、様式第1号による。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、別表3のとおりとする。
- 3 補助金の交付を申請する者は、別に定める日までに、補助金交付申請書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、規則第3条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付す条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。
 - イ 補助事業の目的や効果に影響しない範囲での仕様等の変更
 - ロ 補助対象経費の総額の20%以内の変更
 - ハ その他知事が必要と認めるもの
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、様式第4号により速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を整え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図ること。
- (5) 取得財産等のうち、取得価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他重要な財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し又は取壊し（廃棄を含む。）（以下「財産処分」という。）を行わないこと。

(状況報告等)

第10条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出の状況について報告を求めたときは、速やかに補助事業の遂行及び支出の状況を知事に報告するものとする。

- 2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

(交付決定前着手)

第 11 条 補助事業の着手は、原則として第 8 条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ様式第 5 号による交付決定前着手届を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 1 2 条第 1 項の規定による補助事業実績報告書は様式第 6 号によるものとする。

2 補助事業者は、補助事業の完了日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して 1 か月以内又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに、別表第 4 に掲げる書類を添えて、補助事業実績報告書を提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第 13 条 補助金は、規則第 1 3 条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

(取得財産等の財産処分)

第 14 条 補助事業者は、規則第 2 1 条の規定により第 9 条第 5 号の取得財産等の財産処分の承認を受けようとするときは、様式第 7 号による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の財産処分の申請を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(暴力団の排除等)

第 15 条 第 3 条の規定に関わらず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 2 2 年宮城県条例第 6 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 事業者（暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 知事は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを宮城県警察本部長に対して照会することができる。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当すること又は該当するに至ったと判明した時は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、規則第16条から第18条の規定を準用する。

(書類の提出部数)

第16条 この要綱により知事に提出する書類の部数は各1部とする。

(その他必要な事項)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年10月26日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和6年5月28日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和8年5月14日から施行する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 1 (第 5 条第 1 項関係)

区分	費目	内容
設計費	設計費	脱炭素化計画に記載された若しくは記載される予定又は自社策定のカーボンニュートラル化計画に記載された設備等を導入するための調査等に要する設計費。
設備費	購入費 リース料	脱炭素化計画に記載された若しくは記載される予定又は自社策定のカーボンニュートラル化計画に記載された設備等を購入するための購入費又はリース料。 ただし、リース料については、補助事業を行う年度内に支払が完了した経費のみを対象とする。
工事費	直接工事費 間接工事費	脱炭素化計画に記載された若しくは記載される予定又は自社策定のカーボンニュートラル化計画に記載された設備等を設置するために必要な工事費。
その他経費		その他、補助事業を行うために必要と認めた経費。

※別表 1 に示す補助対象経費は、いずれも消費税及び地方消費税を除くものとする。

別表 2 (第 6 条第 1 項関係)

区分	補助金の額及び補助率
太陽光発電設備	出力※ 1 kW 当たり 50 千円を乗じて得た額。 ※ 各系列における太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値を、それぞれ合計した値とする。
上記以外の設備	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額。

別表 3 (第 7 条第 2 項関係)

区分	内容
補助金交付申請書の添付書類	1 事業計画書 (様式第 1 号別紙 1) 2 誓約書 (様式第 1 号別紙 2) 3 役員等名簿 (様式第 1 号別紙 3) 4 脱炭素化計画若しくは中間報告書等の脱炭素化計画に準ずるもの又は自社策定のカーボンニュートラル化計画等 5 見積書 6 導入予定設備等のパンフレット 7 県税の納税証明書<写し可・発行から 3 か月以内> 8 その他知事が必要と認める書類

別表 4 (第 12 条第 2 項関係)

区分	内容
補助事業実績報告書の添付書類	<ol style="list-style-type: none">1 事業実施報告書 (様式第 6 号別紙 1)2 債権者登録票3 納品 (納品書等)、請求 (請求書等)、支払い (領収書等) に係る証憑書類の写し4 取得財産等に係る写真5 その他知事が必要と認める書類